

入札公告（説明書）

令和8年8月4日

東日本高速道路株式会社 関東支社 支社長 金田 泰明

次のとおり一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和8年7月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告2-2-1に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	東北自動車道 利根川橋耐震対策工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO東日本 関東支社 支社長 金田 泰明
1-4	契約担当部署	NEXCO東日本 関東支社 技術部 調達契約課 （住所）〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 （電話）048-631-0020 （Mail）ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無：「有」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書[7]②に示す閲覧資料の有無：「有」
1-12	参考積算条件書の掲載	「有」
1-13	見積活用方式の有無	「有」
1-14	その他	・ 本件は「質問一括回答試行対象」である。 ※詳細については、本書2-16、2-17及び別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2. 入札手続き日程

入札公告日		令和8年8月4日
2-1	審査基準日	本書2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日から令和8年9月10日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	【提出期限】 入札公告の日から令和8年9月10日 16時00分まで ※共通入札公告2-3に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 ※電子入札システム、電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIP ファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等で提出する場合は、『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2 条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により正1 部・副1 部を提出すること。なお、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。 【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書（様式1） (2) 担当者連絡先届（様式2） (3) 技術資料（様式3）（※Microsoft Excelにより提出すること。） (4) 特定建設工事共同企業体協定書案（特定建設工事共同企業体として競争参加する場合のみ）

2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和8年10月2日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内の休日を除く、毎日10時00分から16時00分まで
2-6	技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和8年11月19日 16時00分 ※共通入札公告2-3-5. (3)～(7)に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認の上提出すること。 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合は、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス[赤]』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により、正1部、副3部を提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や、持参、普通郵便、ゆうパック、宅配便による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備のある場合は、技術提案書の提出がないものとして扱い、入札に参加することができないものとする。 【提出書類】 (1) 技術提案意思確認書（様式一提案1） (2) 技術提案書（様式一提案2）
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	【実施期間】 令和8年12月4日から令和8年12月18日までを予定 【その他】 ヒアリングの実施日時は、上記の期間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、技術提案意思確認書（様式一提案1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
2-8	改善技術提案書の提出期限	【提出期限】 令和9年1月19日 16時00分 【提出方法】 本書2-6に示す技術提案書の提出方法と同じ
2-9	技術提案書の採否通知日	令和9年2月15日を予定

2-10	参考見積書の提出期限	【提出期限】 令和8年11月19日 16時00分 【提出方法】 電子メール又は書留郵便等（電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 ※電子メールで送信する場合はMicrosoft Excelにて提出。 ※書留郵便等で提出する場合は、Microsoft Excelにて作成し印刷したもの【1部】、保存した電子記録媒体（CD-R）【1部】 ※電子メールで送信する場合は押印不要とする。 ※電子メールで送信する場合、「担当者連絡先届（様式2）により契約案件毎に登録したメールアドレス」から送信すること。ZIPファイル形式による送信は受け付けない。 ※書留郵便等の場合は『書留郵便』、『レターパックプラス〔赤〕』又は『信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2 項に規定）のうち「受領署名又は押印」を必要とする方法』により提出すること。 なお、受付期限内に提出のない場合や普通郵便、ゆうパック、宅配便、持参による提出は受け付けない。記載漏れ等の不備がある場合は無効とする。 【提出書類】 参考見積書（様式4、5）
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和8年12月4日から令和8年12月18日までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	【提出期限】 令和9年1月19日 16時00分 【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ
2-13	入札書の提出期限	【提出期限】 令和9年4月2日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。 なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。（金抜設計書様式のとおりに） ※共通入札公告1-6(5)に示す事項を十分に確認のうえ提出することとし、入札時に提出する単価表における見積対象項目の総額は入札者自身が提出した最終参考見積書に記載された見積対象項目の総額を上限とし、これを超えた場合は入札無効とする。 【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、入札ボンド（原本）を別途、書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。 【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表（※Microsoft Excelにより提出すること。） 単価表の単位表記は、「ℓ」の場合は「L」、「m²」の場合は「m2」、「m³」の場合は「m3」と記載し、提出すること。 (3) 入札金額内訳書（入札者に対する指示書【電子入札】様式2-2） (4) 総合評定値通知書（経審）の写し (5) 入札ボンド

2-14	開札日時	令和9年4月5日 10時00分
2-15	開札場所	本書1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	【受付質問内容】 質問書A： 申請書等に関する質問 質問書B： 見積対象項目に関する質問 質問書C： 技術提案書に関する質問 質問書D： 設計図書に関する質問 【受付期間】 質問書A： 入札公告の日から令和8年8月27日 16時00分まで 質問書B： 入札公告の日から令和8年10月21日 16時00分まで 質問書C： 入札公告の日から令和8年10月21日 16時00分まで 質問書D： 入札公告の日から令和9年2月15日 16時00分まで 【受付場所】 本書1-4. に示す契約担当部署 【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等により提出（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期間内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ゆうパック、宅配便、ZIPファイル形式による提出は受け付けない。） ※質問書面（別紙質問書様式）を書留郵便等または電子メールにより休日を除く毎日16時までに提出すること。 ※16時を過ぎた場合は、翌日（休日を除く）に提出したものとする。 ※2-3に示す競争参加資格確認申請書の提出期限日以降は、申請書等を提出しない者、又は競争参加資格「無」と通知された者（段階的選抜方式の場合は非選抜者、プロポーザル方式の場合は非選定者を含む）については、質問書を受け付けない。
2-17	質問に対する回答日	【回答内容】 質問書A： 申請書等に関する質問に対する回答 質問書B： 見積対象項目に関する質問に対する回答 質問書C： 技術提案書に関する質問に対する回答 質問書D： 設計図書に関する質問に対する回答 【回答日】 質問書A： 令和8年9月3日 質問書B： 令和8年11月5日 質問書C： 令和8年11月5日 質問書D： 令和9年3月11日 【回答方法】 NEXCO東日本のホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「該当する契約件名」の「その他情報」）に、各受付期間に受領した質問に対する回答を一括して掲載する。 上記質問書における各受付期間を超過し質問書を提出した場合、これに対する回答は行わない。 ※詳細については、別添2「質問一括回答試行対象工事等」を参照のこと。

2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本書1-11に示す設計業務成果品等を、競争参加希望者に対し貸与する。貸与する場合は、共通入札公告2-5-11に示す設計業務成果品等の貸与に関する事項を十分に確認すること。 【貸与期間】 入札公告の日から本書2-3「競争参加資格確認申請書の提出期限」前日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで 【貸与場所】 〒330-0854埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20 NEXCO東日本 関東支社 技術部受付 【貸与方法】 本書1-4に示す契約担当部署へ事前電話連絡後、上記に示す貸与場所へお越しいただき、別添1「貸与用電子媒体借用申込書兼貸与用電子媒体受領書兼貸与用電子媒体返却書」を持参・提出し、手交により電子媒体の貸与を受ける。 【返却期限】 返却期限・方法については、共通入札公告2-5-11. (5) 及び(6)を参照のこと。
2-19	資料の掲載 (参考積算条件書)	【掲載資料】 ・参考積算条件書（その1） 競争参加希望者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その2） 競争参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 【掲載場所】 弊社HPの東北自動車道 利根川橋耐震対策工事_案件情報_その他情報に掲載。 【掲載日】 参考積算条件書（その2）については令和9年3月11日を予定 【その他注意事項】 (1)参考積算条件書は、競争参加希望者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第1条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 (2)本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 (3)参考積算条件書（その1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。 (4)本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。 (5)本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。 (6)本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。
2-20	高度技術提案に係る費用の内訳書	『共通入札公告（令和8年7月）』の「第1編 総則 1－6 見積活用方式（7）」によらず、下記のとおりとする。 参考見積書及び訂正参考見積書において、技術提案内容により必要となる費用は、単価項目「桁遊間確保工A」又は「支承取替工A」へ計上するものとする。 この場合、参考見積書及び訂正参考見積書の添付資料として、単価項目「桁遊間確保工A」及び「支承取替工A」へ計上した全ての単価項目名称、数量、単価、金額を記載した内訳書を提出するものとする。

2-21	単価協議	当工事の入札手続においては、単価協議を実施する。 落札予定者は、次に示すとおり、単価協議に必要な書類を作成し、提出しなければならない。 【提出書類】 ・特記仕様書（案） ※単価項目「桁遊間確保工A」及び「支承取替工A」について、訂正参考見積書（様式4、5）に記載された内容に対応した特記仕様書（案）を作成し、提出するものとする。 ・〔入札時に個々の見積対象項目の金額を、訂正参考見積書の金額から変更した場合〕訂正参考見積書 ※入札時に個々の見積対象項目の金額を、訂正参考見積書の金額から変更した場合は、変更金額に対応した訂正参考見積書を再度提出するものとする。 【留意事項】 （1）契約責任者は、落札予定者が提出した、指示書[13]に示す単価表（指示書[23]②により再度入札にかかる単価表を再提出した場合は、再提出した単価表）記載の単価に、著しく不合理と認められる単価がある場合並びに計算の誤りが認められる場合には、落札予定者に対し、入札価格を変更することなく、単価または計算の修正を求める。落札予定者がこれに応じない場合は、当該落札予定者の入札を無効としたうえで、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の評価を得た 入札者を落札予定者とし、指示書[21]に示す落札者決定手続きに移行する。 （2）単価項目「桁遊間確保工A」及び「支承取替工A」は、訂正参考見積書（様式4、5）及びそれらに対応した特記仕様書（案）に基づき、単価項目「桁遊間確保工A」及び「支承取替工A」の単価表の金額を拘束した上で、この費用に含まれる各単価項目及びそれらに対応する特記仕様書の内容を協議し、決定された内容を契約内容とする。 （3）訂正参考見積書（様式4、5）の内容と特記仕様書（案）に記載の内容に整合性がとれてない場合並びに記載不足や誤りがある場合には、落札予定者に対し、特記仕様書（案）の修正を求める。落札予定者がこれに応じない場合は、当該落札予定者の入札を無効としたうえで、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の評価を得た 入札者を落札予定者とし、指示書[21]に示す落札者決定手続きに移行する。 （4）入札時の金額に対応した訂正参考見積書及び特記仕様書（案）の提出時期については、別途、競争参加資格確認申請書に記載された落札予定者の担当者宛に連絡を行う。
------	------	--

競争参加資格要件等一覧表

※特定JVの構成員の各組合せに応じた競争参加資格要件については、別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。

工事件名		東北自動車道 利根川橋耐震対策工事			
調達手続の概要	競争契約の方法		一般競争入札方式		
	落札者の決定方法		総合評価落札方式	高度技術提案型	
	評価値の算出方法		除算方式		
	見積活用方式の有無		有		
	段階的選抜方式の有無		無		
	入札ボンド		対象		
	履行ボンド		対象		
	JV募集対象		対象		
	審査時期		事前審査		
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	下記に示すすべての工事種別に係る「令和 7・8 年度競争参加資格」を有する者であること。		
		工事種別	別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。		
		等級	別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。		
	施工実績	対象となる施工実績	平成23年度以降に公共発注機関※から直接仕事を受ける企業（以下、「元請」という）として完成及び引渡しが完了した、別添『競争参加資格要件早見表』に該当すること。 ※公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。		
		同種工事	別添『競争参加資格要件早見表』に該当する施工実績を有すること。ただし、同一の工事において有する必要はない。		
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20％以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。		
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	工事名） 東北自動車道 利根川橋耐震補強工事	受注者名） エム・エム・ブリッジ(株)	
			工事名） 東北自動車道 利根川橋耐震補強工事	受注者名） 鉄建建設(株)	
			業務名） 東北自動車道 利根川橋耐震補強設計検討業務	受注者名） NEXCO西日本コンサルタンツ(株)	
		施工管理業務の受注者	業務名） 東北自動車道 加須管理事務所管内 耐震補強工事施工管理業務	受注者名） (株)クリエート	
			業務名） 関東支社管内橋梁施工管理業務	受注者名） (株)拓進工営	
			業務名） 令和6年度 関東支社管内 土木工事積算支援業務	受注者名） (株)施工技術研究所	
その他		-			
継続契約方式の対象		対象外	-	当初工事名	-
			-	対象となる後発工事名(その1)	-
			-	対象となる後発工事名(その2)	-

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

※特定JVの構成員の各組合せに応じた契約履行要件については、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に該当すること。

契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)	配置予定技術者(現場代理人、主任技術者、監理技術者)に求める項目	資格要件	主任技術者又は監理技術者が、別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』に示す建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。	
		対象となる施工経験	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した別添『契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表』の同種工事a)及びb)の施工経験を有すること。ただし、同一の工事、同一の技術者で有する必要はない。	
		留意事項	当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、次のイ)又はロ)に該当する場合のみ、実績として評価する。 イ) 甲型共同企業体の構成員としての実績の場合（乙型の分担工事を甲型とする場合を含む）は、出資比率が20％以上であること。 ロ) 乙型共同企業体の構成員としての実績の場合は、分担工事が同種工事であること。 なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、上記資格要件を満足しなければならない。	
	その他		-	

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

高度技術提案型				技術評価点(満点)	150点	
評価項目				評価点	配点	履行確認対象項目
共通事項	令和13年3月末までに支取取替及び桁遊間の確保が可能な工事工程であること。			100点	100点	○
技術提案	総合的なコスト	当該工事のコスト削減	【評価項目1】 桁遊間確保工A及び支取取替工Aの工事費削減に関する提案	15点	50点	○
	社会要請	特別な安全対策	【評価項目2】 供用車線と隣接した施工ヤード（路肩規制、車線規制、固定規制内）での作業における安全性の向上に関する技術提案	5点		○
	その他	施工の確実性	【評価項目3】 非出水期での施工内容を確実に完了させるための技術及び施工計画に関する提案	30点		○

評価項目

共通事項

評価は、下表の評価基準に基づき行い、評価点は下記のとおりとする。

評価	評価基準	評価点
適	要求条件を満たす場合	100点
不適	要求条件を満たさない場合	参加資格なし

評価項目

技術提案

評価は、技術提案毎に各評価者が下表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）、各評価者の評定点の和を評価者数で除した値をその技術評価項目の評定点とする。（小数第4位以下切捨て）

評価	評価基準	評価点	
適	①桁遊間確保工Aと支取取替工Aの合計金額（税抜）が最も低い者を満点（15点）、別添1「技術提案における施工条件書」に示す評価基準額を0点とし、他の者は単純比例で評価点を算出する。 ②上記①は訂正参考見積書提出時に提出された単価表に記載の金額で算出する。 ③上記①は別添1「技術提案における施工条件書」に基づく技術提案とする。 ④上記①により得られた評価点を項目の評価点として用いる。【小数点第4位以下切り捨て】	評価項目1	
		0～15点	
		0.000点	
		0.000点	
可（評価無し）	訂正参考見積書提出時に提出された単価表における桁遊間確保工Aと支取取替工Aの合計金額（税抜）が別添1「技術提案における施工条件書」に示す評価基準額を超過する提案。	0.000点	
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	0.000点	

評価	評価基準	評価点	
		評価項目2	評価項目3
優	内容が具体的に確実な効果が期待できる優れた提案である	5.000点	30.000点
良上	優と良の中間の提案である	3.750点	22.500点
良	内容が具体的に効果が期待できる優れた提案である	2.500点	15.000点
良下	良と可の中間の提案である	1.250点	7.500点
可（評価無し）	内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である		
提案無	技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。	0.000点	0.000点
不採用	技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。		

◇留意事項

① 技術提案書は、評価項目で求めた提案ごとにA4版1頁で記載すること。

② 技術提案書に記載する文字の大きさは10ポイント以上とし、図表を含んでも良いが判読可能なものであること。

③ 求める評価項目に対する記載内容の全て又は一部が、次のいずれかに該当する場合は、当該技術提案は不採用とする。技術提案の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の標準案による施工意思に従い対処するものとする。

《不採用となる事象》

- ・当該工事の設計図書に適合しない場合
- ・関連法令に抵触する場合
- ・技術提案が別添1「技術提案における施工条件書」に適合しない場合

④ 不採用とした以外のすべての技術提案は履行義務を負うものとする。

⑤ 次の評価項目については、評価対象とする技術提案を1つまでとし、技術提案が2つ以上記載されている場合、記載順に1つの技術提案で評価を行い、2つ目以降の技術提案は加点評価対象としない。ただし、2つ目以上に記載された技術提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除き履行義務を負うものとする。

評価項目2、評価項目3

⑥ 次の評価項目については提案数に制限はなく、すべて加点対象とする。

評価項目1

⑦ 設計図書において「設計図書の変更及び追加」が示されている場合、これらに関する技術提案は評価対象としない。

⑧ 記載内容の確認のため、記載した技術提案ごとにA4版またはA3版で1頁に限り、補足資料（施工状況写真、事例図面、カタログ抜粋等）を添付することができる。

⑨ 添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不能である場合、当該技術提案を不採用とする。

⑩ 技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。

競争参加資格要件早見表

別添

※技術提案に基づく工事種別毎の見積額に応じて、共通入札公告の別表2「工事参加者募集・選定表」に示す競争参加資格の区分に該当する経営事項評価点数を付与された者で共同企業体を構成すること。

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		【特定JV(甲型)の場合】 特定JVを構成する場合の代表者 【特定JV(乙型)の場合】 各工事種別にて特定JVを構成する場合の 代表者	競争参加希望者が有する施工実績		
			工事種別	等級		同種工事		
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN		a)	かつ	b) かつ c)
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	●	a)	かつ	b)
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN		a)	又は	b)
3	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	●	a)	かつ	c)
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	●		b)	かつ c)

c)
※①②いずれかの者
が有すればよい

競争参加要件	施工実績	同種工事	a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか <table border="1"><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)</td></tr><tr><td>縁端拡幅</td></tr><tr><td>橋台パラペット補強</td></tr></table>	主な工事内容	橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)	縁端拡幅	橋台パラペット補強
			主な工事内容				
			橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て)				
縁端拡幅							
橋台パラペット補強							
b) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における上部工の新設工事 ②道路橋における上部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか <table border="1"><tr><td>主な工事内容</td></tr><tr><td>制震装置</td></tr><tr><td>支承取替</td></tr><tr><td>落橋防止構造</td></tr><tr><td>段差防止構造</td></tr><tr><td>横変位拘束構造</td></tr></table>	主な工事内容	制震装置	支承取替	落橋防止構造	段差防止構造	横変位拘束構造	
主な工事内容							
制震装置							
支承取替							
落橋防止構造							
段差防止構造							
横変位拘束構造							
c) 自動車専用道路において車線規制を実施した工事 (片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可)							

契約履行要件「配置予定技術者資格・経験」早見表

別添

	単体 又は 特定JV	構成員	必要とする競争参加資格		構成員毎に配置される主任技術者又は監理技術者が有する資格		現場代理人、または主任技術者又は監理技術者が有する施工経験		
			工事種別	等級	建設業許可の業種区分		同種工事	備考	
1	単体	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業		a) かつ b)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。	
2	特定JV(甲型)	①	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業 又は とび・土工工事業および鋼構造物工事業		a) かつ b)	・構成員毎に技術者を配置すること。 ・構成員①②のうちいずれかの技術者が同種工事 a)かつb)を有すれば良い。 ・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。	
		②	土木補修工事 橋梁補修工事	Ns又はN			a) かつ b)		
3	特定JV(乙型)	①	土木補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	とび・土工工事業	a)	・同一の工事、同一の技術者で有する必要は無い。
		②	橋梁補修工事	Ns又はN	土木工事業	又は	鋼構造物工事業	b)	

契約履行要件 (契約後に技術者を 配置するための要件 ※調達手続き中の配 置は不要)	配置予定技 術者(現場 代理人、主 任技術者、 監理技術 者)に求め る項目	同種工事	a) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における下部工の新設工事 ②道路橋における下部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか 主な工事内容 橋脚補強(RC・鋼板・炭素繊維巻立て) 縁端拡幅 橋台パラペット補強
			b) 次の①又は②の実績を有すること ①道路橋における上部工の新設工事 ②道路橋における上部工の耐震補強工事で、次に示す「主な工事内容」のいずれか 主な工事内容 制震装置 支承取替 落橋防止構造 段差防止構造 横変位拘束構造